

公示番号	内 共 第 1 9 号										
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="402 362 711 409">漁業の種類</th> <th data-bbox="711 362 970 409">漁業の名称</th> <th data-bbox="970 362 1503 409">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="402 409 711 456">第5種共同漁業</td> <td data-bbox="711 409 970 456">あ ゆ 漁業</td> <td data-bbox="970 409 1503 456">4月 1日から 翌年 2月末日まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="402 456 711 544"></td> <td data-bbox="711 456 970 544">や ま め 漁業 (さくらます)</td> <td data-bbox="970 456 1503 544">1月 1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで		や ま め 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで	
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期									
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで									
	や ま め 漁業 (さくらます)	1月 1日から 12月31日まで									
2 漁場の位置	金沢市地先										
3 漁場の区域	次の基点第30号・ア、基点第45号・イの両直線間の森下川本流の区域										
	基点第30号 金沢市才田町口の255番地（森下川才田用水水門右岸）に設置した標柱										
ア	基点第30号から272度07分の線と対岸との交差点										
	基点第45号 金沢市二俣町マ24番地（森下川二俣発電用えん堤左岸）に設置した標柱										
イ	基点第45号から91度00分の線と対岸との交差点										
存続期間	令和5年1月1日から令和14年12月31日まで										
関係地区	金沢市										